

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第26回） 議事録

1 日時 令和3年5月26日（水）10時15分～11時24分

2 場所 Web会議

3 出席者

(1) 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、一井 信吾（主査代理）、河村 真紀子、猿渡 俊介、藤井 威生、森 亮二、山下 東子（以上7名）

(2) 総務省

今川 拓郎（電気通信事業部長）、大村 真一（事業政策課長）、越後 和徳（電気通信技術システム課長）

(3) 事務局

鈴木 厚志（番号企画室長）、水井 健太（番号企画室課長補佐）

4 議題

(1) 「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」
について

(2) その他

【相田主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第26回会合を開催いたします。

私は、部会長から本委員会の主査を仰せつかっております東京大学の相田でございます。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【水井番号企画室課長補佐】 配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第に資料一覧が書いてございます。資料26-1、諮問書。資料26-2、デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方。また、参考資料で、電気通信番号政策委員会構成員一覧をつけてございます。過不足等ございましたら、事務局にお申し付けいただければ幸いです。

【相田主査】 配付資料につきまして、大丈夫でしょうか。

続きまして、構成員の確認でございますけれども、ただいま御紹介いただきました参考資料に名簿がございますが、今年の1月に任期更新がございましたけれども、全委員が再任というふうに伺っております。なお、三友委員に関しましては、本日御都合により御欠席と伺っております。

それで、任期が変わると、主査代理というのを改めて指名するということになっているようでございまして、主査代理につきましては主査が指名ということになっておりますけれども、これまでも一井委員に主査代理をお願いしていたと思いますので、引き続き一井委員をお願いしたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【一井主査代理】 一井でございます。承知いたしました。

【相田主査】 では、よろしく願いいたします。

それで、今回3年ぶりの開催ということで、構成員の皆様、役職等々変わっていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますので、ごく簡単に自己紹介を一回りお願いできればというふうに思います。ただいまの名簿にございますように、主査代理の一井委員から順番に一言ずつお願いできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【一井主査代理】 一井でございます。映像を出しましょうか。名簿にありますように、私は所属が変わりまして、2年前の4月から高エネルギー加速器研究機構というところに来ております。この研究所は、大型の粒子加速器を使って素粒子物理学とか原子核物理学、あるいは量子ビームを使った物質構造の研究などをする研究所なんですけれども、私はそういう実験をしているわけじゃなくて、計算科学センターという計算機センターにおりま

して、主に情報セキュリティーの業務を担当しております。

すいません、長くなっちゃいまして。引き続きよろしくお願いいたします。

【相田主査】 よろしく願いいたします。では、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 主婦連合会の河村です。番号政策には消費者の立場から割と長いこと携わっております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【相田主査】 よろしく願いいたします。では、続きまして、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 大阪大学の猿渡です。2017年から本委員をさせていただいて5年目になります。ちょうど5年前に阪大に着任したので、そのまま所属は変わっていない感じです。

前にも言ったんですが、僕は学生時代からネットワークに、今の言葉で言うとIoTで物をネットワークにつなぐということをテーマに研究してきていまして、本当にこの委員会では、物に電話番号がついたり、ウェブ会議システムに電話番号がついたり、番号の地理的な情報がビジネスとして意味を持ったりと、個人的なネットワークの面白い要素が詰まっています。毎回面白さとか重要さを実感している次第です。

今後も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【相田主査】 よろしく願いいたします。では、続きまして、藤井先生、お願いいたします。

【藤井専門委員】 藤井でございます。電気通信大学に勤めております。前回の会合のときは、恐らく、私、アメリカに滞在しておりまして、それで恐らく出られていないのではと思ひまして、政策委員会は久々か、もしかしたら今回の会合が初めてな可能性もあるかなと思っております。いろいろ分からないところがあるかと思ひますが、よろしくお願いいたします。

【相田主査】 よろしく願いいたします。先ほど申し上げました三友先生は、本日ちょっと御欠席と伺っておりますので、続きまして、森委員、お願いいたします。

【森専門委員】 弁護士の森です。よろしくお願いいたします。肩書、変わっておりません。東京で弁護士をしております。専門はインターネットですとか個人情報の保護とか、そんなことをやっています。

3年前のこの一連の検討が初参加でして、勝手に分からなかったんですけども、非常にいろんな制度改正があった、環境の激変に応じた改正があったと思っております、その後ど

うなったのかということも非常に興味を持っておりましたので、今日は何うのを楽しみにしています。よろしくお願ひします。

【相田主査】 よろしくお願ひいたします。では、山下先生、お願ひいたします。

【山下専門委員】 大東文化大学の経済学部にも所属しております山下東子と申します。私は、経済学部で経済学の勉強と教育をしているわけですが、電気通信番号ということであると、この番号が限られた資源になりつつあるということで、それを有効利用するにはどのような方法が最も適切かというような視点があるのではないかというふうにして、興味を持って参加させていただきたいと思ひます。多分、2年前に委員にいただいたと思ひますので、今回が皆様にお目にかかる初めての会だと思ひます。勉強させていただいて知識が追いつくように、まずは頑張りたと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【相田主査】 よろしくお願ひいたします。

それでは、議題本体に入りたいと思ひますけれども、議事次第にございますように、本日の議題はデジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方についてというものでございます。この件は、5月19日に総務大臣から情報通信審議会に対して諮問がなされ、同日に開催された電気通信事業政策部会における審議の結果、当委員会において調査検討を行うこととされたものでございます。

当該諮問の内容、並びに本委員会における今後の調査検討の進め方につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

【水井番号企画室課長補佐】 事務局でございます。

まず、資料の26-1でございます。こちらにつきましては、今相田主査がおっしゃったとおり、5月19日に総務大臣から情報通信審議会に対して諮問された諮問書でございます。

内容につきましては、説明書を別途準備してございまして、資料26-2を使いまして説明させていただきますので、御手元に御準備をいただけたら幸いでございます。パワーポイントの資料でございます。

1ページおめぐりください。右上のページ番号で1ページ目でございます。

全体概要の資料でございます。

これにつきまして、この資料のエッセンスを全体的にするための資料がこちらでございます。

まず、諮問名でございますが、デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気

通信番号制度の在り方というところでございます。まさに、新型コロナウイルスの感染拡大等で、社会のデジタル化が進んでおります。社会デジタル化により一層対応するために、電気通信番号制度の在り方を御議論いただければ大変ありがたいと思っております。

その中でも、主な検討課題としておりますが、現時点で特に御議論いただきたい点がここに記載しております。

1つ目のテーマは、音声伝送携帯電話番号、いわゆる携帯電話の090、080、070の番号です。こちらの指定の在り方の検討をいただけたらと思っております。詳細は後ほど説明させていただきますが、MVNO等への番号指定の拡大の検討、現在はMNOのみに指定しております。また、上記に関連した検討、020番号の指定、データ伝送携帯番号の指定等です。あとは、携帯電話番号の060番号への拡大をいつ行うか等につきましても御検討いただければありがたいと思っております。

2つ目のテーマは、固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討です。こちらにつきましては、平成30年の情報通信審議会答申でフォローアップするということになってございまして、そのフォローアップをしていただけたらと思っております。ポイントは3つほどあるかと思っております、電話転送サービスを巡る現状と今後の動向の整理。まだ上記を踏まえた基準の見直し・明確化の検討。また、不適切な利用実態等を踏まえた今後の電気通信番号制度の在り方辺りが御議論いただきたいポイントとなっております。

また、3つ目はその他でございますが、事業者ヒアリング等を通じて検討すべき事項があれば検討いただければ大変ありがたいと思っております。

一番下にスケジュールがございます。5月19日に諮問が行われまして、本日5月26日が電気通信番号政策委員会の初回となっております。6月に事業者ヒアリングを2回、当委員会において開きまして、その後論点整理を数回行った後、パブコメ等を経まして、今年の12月めどで答申をいただけたら大変ありがたいと思っております。

では、中身の説明をさせていただきます。

2ページでございます。

2ページ、電気通信番号制度の概要でございます。

3ページを御覧ください。

こちらは、電気通信番号制度の概要でございまして、電気通信番号制度、令和元年に施行された改正事業法におきまして大きく制度が変わりました。一言で申し上げますと、総務省が、従来よりもより細やかな番号の管理をするというふうに制度が変わりました。

現行の制度のイメージが下の図でございます。

まず、一番上、総務大臣が電気通信番号計画というものを定めております。番号の使用条件等を定めたものでございます。例えば090番号だと、番号ポータビリティはする必要が
あるとか、緊急通報につながる必要があるとか、そういったものを定めているものでござい
ます。これを受けまして、電気通信事業者の皆様は、電気通信番号使用計画というものを
つくっていただく必要がございます。どういうふうに番号の使用条件を満たすのかと。こうこ
うこういう設備を設置することにおいて条件を満たすとか、こういった番号を使用するた
めの計画をつくっていただきまして、それを総務省が認定をするという制度が始まってお
ります。また、一部の電気通信事業者の方には、その際に、電気通信番号、090番号とか
0AB～J、固定電話の番号とか、そういったものを総務省が指定するというようなスキ
ームになってございます。

また、一番下の部分ですが、番号の指定を受けない事業者、番号指定事業者から番号の卸
提供を受けて役務を提供する事業者が存在しまして、MVNO、FVNOが代表なんです
が、それがございます。そういった方も、基本的には電気通信番号使用計画をつくった上で、あ
らかじめ事前に総務大臣が認定するといった制度が始まってございます。一部、一番右側に
みなし認定とございますが、いわゆる卸元事業者の単純再販ですね、全く同じものを売って
いるみたいな方は、みなし認定ということでございまして、番号使用計画をつくるだけで総
務大臣に報告をせずとも認定を受けたというような、そういったみなし認定という制度が
存在してございますが、本日論点の1つとなる、固定電話番号を用いた電話転送役務につ
きましては、従来の議論も踏まえまして、基本的には、みなし認定ではなくて個別の総務大臣
の認定が必要となるというふうになっているという制度でございます。

4ページを御覧ください。

こちら、主な電気通信番号の指定及び使用の状況でございます。

ポイントだけ説明させていただきますと、代表的なものは、上から3つ目、音声伝送携帯
電話番号です。070、080、090番号でございます。指定事業者数は5、NTTド
コモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、楽天モバイルです。番号容量は2億7,00
0万ございまして、指定単位は10万です。指定数は約2億4,500万で、指定率は現在
91%となっております。しかしながら、この91%に全てユーザーがついているかとい
うことでは全くそうでなくて、使用率は、このうち71.9%というような状況になって
ございます。

5 ページを御覧ください。

個々の具体的な内容の説明の資料になってまいります。まず、携帯電話番号の議論のほうからでございます。

6 ページを御覧ください。

音声伝送携帯電話番号等の指定の在り方の検討でございます。制度の現状、ブルーの四角のところでございますが、自ら音声伝送携帯電話番号の指定を受けようとする場合、携帯電話の基地局の無線局免許を受けていることが要件の1つとなっております。当該条件を満たすことが可能なのはMNOのみとなっております。まさにMVNOはV、バーチャルですので、この要件を満たすことはできないというふうになってございます。

このほか、自ら同番号の指定を受ける要件として、事業用電気通信設備に係る技術基準に適合し自己確認を行うこと、いわゆる品質に関するルール、条件があつたりとか、あとは緊急通報、番号ポータビリティを可能とすること等が存在いたします。

次のMVNOからの要望でございますが、現行制度下において、MVNOは音声伝送携帯電話番号を使用したサービスを利用者に提供するため、MNOから卸電気通信役務の提供を受ける必要がございます。一部、MNOから、今後自社が設置するIMS、IPマルチメディアサブシステムをMNOと接続することによる音声相互接続を実現し、ホストMNOに縛られず能動的に多様な付加価値サービスの創出等を実現する観点から、音声伝送携帯電話番号を自ら指定を受けたいという要望があるという状況でございます。

7 ページを御覧ください。こちらは現行の090、音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件を示した資料でございます。

一番下に表がございます。大きく上段と下段に分かれておりまして、上段、緊急通報、番号ポータビリティにつきましては、番号を使用する全ての事業者が満たすべき条件となっております。総務省からの番号の指定の有無も関わらず全ての番号を使用する、いわゆるMVNOも満たさなきゃいけない条件というのがございまして、それが緊急通報、番号ポータビリティとなっております。下段は番号の指定要件でございまして、番号の指定を受けるためには下の3つの条件を基本的には満たす必要があるということでございます。一番上が、携帯基地局の無線局免許を持っていること、また技術基準への適合、最後に他事業者との接続、接続しないと電話の音声はつながりませんので、接続といった条件がございます。

8 ページを御覧ください。

海外の状況でございます。諸外国においては、MVNOも番号の指定を受けることが制度

的に可能となっている国も多いような状況でございます。具体的には、イギリス、オランダ、フランス、スペイン、ドイツがそういうふうになってございます。海外がこうなっているから直ちにこうだとやっていただく必要は全くないと思いますが、こういった点も参考情報として記載しております。

9ページを御覧ください。

今回の検討課題でございます。

音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等について次の検討を行うとしてございまして、検討事項案でございます。1ポツ目、MVNO等からの要望・諸外国の状況を踏まえ、MVNO等への指定について検討すると。(1) 実現可能性及び需要を踏まえた直接指定の要否でございます。(2) 直接指定を行う場合における電気通信番号の指定に係る要件というものでございます。

2ポツ目が、上記の検討に併せて以下の検討も行うでございまして、データ伝送携帯電話番号のMVNO等への指定でございます。データ伝送携帯電話番号、いわゆるデータ用の番号、例えばデータ専用SIMとか、もしくはいわゆるIoTのモジュールとかに使われている番号なんですけども、こういったものも同じく無線局免許、基地局無線局免許が指定要件になってございまして、こういったものの、1の要否も踏まえて御検討いただけたらと思っております。

2つ目が、番号資源の効率的な使用及び指定可能な番号容量の確保でございます。①指定単位数及び電気通信番号指定基準でございます。現行10万と。この指定単位数といいますのは、総務省が電気通信事業者の方に番号を指定する場合の最小単位でございます。これが今、いわゆる1セット10万番号を最小単位として電気通信業者に指定をして、電気通信事業者がそれをエンドユーザーに付番をするというふうになってございますが、一般的にMVNOはMNOに比べてユーザー数が少ないといったような状況がございますので、これは本当に10万でいいのか、番号の有効利用という観点でいいのかという点が論議になるかと考えております。

2つ目は、音声伝送携帯電話番号としての新たな060番号の開放時期でございます。仮にMVNOに番号を指定した場合に、何か変動要素があるのか等が論点になるかというふうに考えてございます。

10ページを御覧ください。

2つ目のテーマです。固定電話番号を使用した電話転送役務の現状・課題でございます。

11 ページを御覧ください。

こちらは、いわゆる固定電話番号を使用した電話転送役務のイメージ図でございます。真ん中に図がございますが、03-Aというところを介して転送するといったイメージです。例えば、右側の06-Bという方が03-Aに電話をすると、それをあらかじめ設定していた携帯電話、090-aというところに転送する。赤い破線の矢印ですが、こういった転送、着信転送とか、あとは発信転送、ブルーの線でございますが、携帯電話から発信をすると、03-Aを介して06-Bに電話がかかる。その際に03-Aと表示されるというふうになってございます。

下が、明朝で書いているのが電気通信番号計画の電話転送の定義でございます。基本的には、端末設備に着信したものを自動的に転送するというような、こういったものになってございます。

12 ページを御覧ください。

こちらは、平成30年に情報通信審議会で御議論いただいた答申の概要でございます。

基本的には、ポイントが何点かございますが、まず、上のオレンジの3つ目の矢印です。今後フォローアップを実施し、必要な検討を行うということでございまして、今回その検討を行っていただければと思っているところでございます。

また、御議論いただいた内容、大きく概要は4つあるという状況でございまして、まず、左上、地理的識別性の確保でございます。固定電話番号は地理的識別性、03という番号を見たら東京だと分かるという、こういうことなんですけども、こういったことがやっぱり大事だという御議論をいただいています。つまり、03の番号を使うことができる方というのは、03のところ基本的に使う正当性がある方であって、全く縁もゆかりもない他の地域の方が、例えば北海道とか九州とか、他の地域の人が03にいるかのように成り済ますという使い方はやはり不適切ではないかということで御議論いただいたものでございます。そのため、本人確認、拠点確認、回線設置確認等が必要だということが左上でございます。

右上は、通話品質の確保でございます。固定電話番号というのは非常に品質がいい通話だという社会観念がございます。そういったものでございますので、たとえ転送したとしても、一定以上の品質を満たす必要がある。具体的には、050 IP電話相当、いわゆる特定総合品質、クラスCと呼ばれる品質ですが、こういったものを満たす必要があるということを御議論いただいております。

左下は緊急通報の確保でございます。位置情報の誤認、誤った認識を生じさせるような転

送というのは、やはり起こらないようにする必要があるということをお願いしております。例えば、北海道で倒れた方が、最後の力を振り絞って119番をしたとしても転送されてしまって、実際に東京の消防庁が出動したとしても、その方を助けることはできませんので、そういった位置情報の誤認等は起こらないようにするといったことをございます。

右下が、番号非指定事業者への対応でございます。番号非指定事業者、いわゆる卸電気通信役務の提供を受ける事業者、こういった方へのルール整備が必要だとか、また、総務省においても、使用状況等の確認が必要だといったことをいただいております。

13ページを御覧ください。

こちらは、今申し上げた、前回の平成30年の議論を踏まえました制度整備したものでございます。具体的に、電気通信番号計画、番号の使用の条件を定めたところに、資料に絡めた固定電話番号の電話転送のための条件がこの4つでございます。①緊急通報取扱い、②本人確認及び拠点確認、③拠点への設備設置確認、④品質確認ということでございます。特定電話を転送するためには、これを満たす必要があるということになってございます。

一番下に米印で書いてございますが、この件は経過措置期間がございます。具体的に申し上げますと、電気通信番号計画の制定前から電話転送役務を提供する事業者は、同計画制定後3年間、具体的には令和4年の5月21日までは、上記の各事項、ただし②除く、の適用を受けないことができる。つまり、3年間の間に是正していただいて、是正できたらそのままいいですし、是正できなかつたら、それが終わった時点で電話転送役務の提供をやめていただくといった制度になってございます。

14ページを御覧ください。

こちら、赤枠部分は構成員限りになってございますので、今日の会議の議論でもちょっと発言の際には御留意いただけたらと思っておりますが、固定電話番号を使用した電話転送役務の認定状況でございます。我々、先ほど冒頭説明した番号使用計画の認定の過程で認定しておりまして、この方が今約80社認定しております。自ら番号の指定を受ける事業者が16社ございまして、また、固定電話番号の指定を受けない事業者、いわゆる番号非指定事業者と合わせて合計約80社でございます。すなわち、いわゆる期間の特例を適用したものは約40社というふうになってございます。

15ページを御覧ください。

これにつきましても、赤枠部分は構成員限りとなっております。我々、電気通信番号使用計画の認定作業を行っていく過程で、いろんな実態が分かってまいりました。そういった

ものを類型化した、典型例の類型化をしたものでございます。4つの場所に分かれていて、左側が番号指定事業者、右側が番号非指定事業者、上が端末系伝送路設備、いわゆる回線を居所等に設置する場合で、下が、それをデータセンター等に設置する場合でございます。

まず、一番定義に忠実なものといえますか、基本系は一番右上でございます。音声呼が利用者の居所に参って、そこの設置する端末設備の転送装置で再度、いわゆる発呼し直して転送し直すというものが右上、パターン2でございます。しかしながら、例えば左上なんかそうなんですけども、番号指定事業者は、こういったことをしなくても、いわゆるこの交換機の能力でこういった挙動を実現できるといったものもでございます。右下、パターン4なんかは、また新たなパターンでございます。いわゆる電気通信事業者がデータセンターに、いわゆる回線を引込みまして、そこに転送装置を設置して転送をするといったパターンでございます。パターン3、比較的限定的なシーンで行われているものなんですけども、一部、家の中のユニットに入れるときに、SIMカードとかモジュージャックとかが存在して、そこにこの固定の電話機を挿すと電話が使えるみたいなサービスがあるんですけども、それも居所から移動すると固定電話は使用不可になるわけですが、こういったものでも一部電話転送サービスが使われているといったものでございます。

16ページを御覧ください。

特殊詐欺の現状と取組でございます。

特殊詐欺につきましては、1行目にございますが、平成30年時点で約1万7,800件、被害額は383億円でございます。これを踏まえまして、一番右下でございますが、政府の取組という四角がございます。令和元年6月25日に、犯罪対策閣僚会議におきまして「オレオレ詐欺等対策プラン」が決定されました。それも踏まえまして、総務省といたしましても、警察庁と連携して、①特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止とか、②電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化等を行ってきているところでございます。

17ページを御覧ください。

こちらは業界の動きでございます。一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会というところでございます。まさにこのユニファイドというところでございまして、1つになるという意味なんですけども、いわゆる電話だとかインターネットだとか、そういった従来は異なるとされていた通信のチャンネルが、将来的には1つとなって新たな価値を提供していくというような考えを共通して持つグループなんですけども、一番下に協会のロゴが並んでございます。こういうところでも、いわゆるインターネットと電話をつなぐ1つの結

節点が電話転送ということもございまして、例えば左上、転送電話に関する協会標準識別音を定める等の活動をされています。また、右上にあるとおり、特殊詐欺犯罪撲滅に関する声明とかもされていらっしゃると思います。

18ページを御覧ください。

検討課題でございます。一番上のオレンジのところがございますが、固定電話番号を使用した電話転送役務をめぐる環境の変化を踏まえまして、平成30年情報通信審議会答申のフォローアップを行いつつ、条件の見直し・明確化等の検討を行っていただければ大変ありがたいと思っております。検討事項(案)が大きく3つポイントございまして、1つ目、電話転送役務に係る現状の提供形態及び今後の動向を整理する。

2つ目、1.を踏まえた条件の見直し・明確化を検討すると。(1)固定電話に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保を当然前提とするということでございます。(2)固定電話回線の設置の条件、(3)電話転送役務の定義における条件、その他の条件等でございます。

3が、以下を踏まえ、電話転送役務に係る電気通信番号の利用者に対する電気通信番号制度のルール上の在り方を検討するということでございます。(1)不適正な利用の実態、(2)電気通信番号の卸提供、(3)業界の取組、こういったものも検討いただきまして、ルール上の在り方等を御議論いただければと思っております。

19ページからがスケジュールでございます。

20ページでございます。

検討スケジュール案でございます。これは先ほどの1ページ目で説明したものをより詳細化したスケジュールでございます。上の赤いところが電気通信事業政策部会でございます。下の青いところが電気通信番号政策委員会でございます。5月19日に政策部会で議論いただきまして諮問が行われまして、その後、本日5月26日に電気通信番号政策委員会のこのテーマでは第1回の会合が開かれてございます。また、ヒアリング2回、1回目が6月上旬に携帯電話の関係でヒアリング、6月下旬に電話転送の関係でヒアリング、やはり議論いただくに当たっては情報のインプットが大事だという考えで、まずはヒアリングというふうにさせていただいております。7月以降、入力いただいた情報を踏まえまして論点整理を行っていただいた上で、10月めどで報告書、12月で答申というふうに進めていただければ大変ありがたいと思っております。

21ページを御覧ください。

今申し上げたヒアリングの概要の案でございます。2回に分けてございまして、上がいわ

ゆるヒアリングの1回目です。時間は6月9日の14時から17時でございまして、音声伝送携帯電話番号等の指定の在り方の検討に関するヒアリングでございます。聞く方は、いわゆるMVNOと、いわゆる指定の開放を望む方々と、MNOと固定事業者、いわゆる影響を受ける方です。従来接続されている等で影響を受ける方をお呼びしてはどうかと考えてございます。

2回目が6月24日でございまして、固定電話の電話転送の在り方でございます。こちらにつきましては、詳細調整中な部分もございしますが、業界団体、また電話転送事業者のうち番号指定事業者、非指定事業者、また海外の状況を御説明いただく事業者とか、あとは消費者といった方から情報のインプットをいただければ大変ありがたいと思っております。

一番右の列に主なヒアリング項目と書いてございますが、必ずしもこれに限らず、ヒアリングでこれを聞いたらいんじゃないかということがございましたら、本日の会議の中で委員の皆様にお示しいただきましたら、それを受け止めた上で対応させていただければ大変ありがたいと思っております。

22ページ以降は参考資料でございますので、お時間のあるときに御確認いただければと思っております。

事務局の説明は以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。ただいまの御説明に大きく2件あって、2件目はちょうど前回、3年前にいろいろ御議論いただいた内容に関しまして、当時も3年をめどに見直し、フォローアップを行ってはどうかという話だったと思っておりますので、また今回、それを話題にするということでございます。1件目のほうは、かなり新しい話ということだと思います。

特にどちらから限定ということではなく、どこにつきましても、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。先ほど事務局からございましたように、チャット欄に記入いただければ順にこちらから指名させていただきますし、もしそれが難しいようでしたら直接マイクをオンにして発言いただいても結構です。

それでは、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 ありがとうございます。大阪大学の猿渡です。

まず、1点目のほう、携帯電話番号をMVNOが自ら指定を受けるということに関しては、7ページ目の要件が満たされていれば、技術的に考えた場合には、それは公平性の観点からも自ら指定を受けることができるというほうがいいだろうと思っておりますし、消費者目線に立

っても、そのほうがちゃんと公平な競争が生まれるので安くなる可能性があるのでもいいんじゃないかなと思うんですが、1点だけちょっと気になるのが、やっぱり携帯電話、音声はウェブ会議とかに置き換わってきていたりもするので、ビジネスチャンスがどのくらいあるのか、消費者にどのくらいメリットが生じそうなのかというのをちょっとヒアリングの中で、メリット・デメリットをしっかりと聞いていきたいなというふうに思いました。

2つ目に関しては、3年前にやったことがちゃんとうまくいって、特に所在地確認でしたっけ、本人確認みたいなやつがありましたよね。13ページ目の2番ですね。本人確認及び拠点確認がどのくらいちゃんとうまくいって、それによって悪用がどのくらい減ってそうなのかという感触とかをちょっと確認したいのと、あとは14ページ目の、コロナ禍でかなりテレワークが増えていると思うので、もし健全な事業者がいて、その人たちがちょっと不利益を被っているというようなことがあれば、先ほどの悪用とのバランスをちょっと考えたほうがいいのかもしいかなと、そこもちょっとヒアリングで聞きたいなというふうに思いました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。では、続きまして、一井先生、お願いいたします。

【一井主査代理】 一井です。

2点ありまして、1つ目の論点、報道が少し出始めているようで、その中でもありますが、かなり体力のある事業者でないと対応できないんじゃないかということ。あるいはもう一つは時期の問題、2025年の技術転用からIP電話への移行とか、そういったのが終わってからでないとできないのではないかと、そんな報道を見たことがありますけれども、実際に実現する时期的なものとしては、やっぱりその2025年といった時期を想定するのかという疑問です。

2つ目のほうですけども、今の猿渡先生おっしゃったようなこと、私も気になっていました、特に日本ユニファイド通信事業者協会の取組の御紹介、資料17ページでありましたけれども、私、勉強不足で全然知りませんでした。どういった取組をされていて、それが何か効果を生んでいるのか、それとも足りないのか足りているのか、その辺りのことをちょっと知りたいなと。事業者さんの間でどういった認識されていて、どういう対応をされているのかということとはちゃんと聞いておきたいなと。前回の議論のときに、転送サービスをやっている事業者の中で、電気通信事業をやっているという認識がないようなところもあるので

はないかという話があった記憶がありますが、どのぐらいこの事業者協会さんは包摂されているのかという辺りも含めて、この協会の取組についてはもう少し知りたいなというふうに思いました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。現時点で、もう2件御発言希望をいただいておりますので、まずそれを受けたいと思いますけども、続きまして、藤井先生、お願いいたします。

【藤井専門委員】 藤井でございます。私は、音声の伝送の携帯電話番号のほうについてのコメントなのですが、恐らく事業者ヒアリングが今度あるかと思うので確認できればと思います。音声番号を付与することに対しての条件として緊急通報と番号ポータビリティがあるかと思っています。

この2つについて、今のMNOの仕組みを使ってこれが実現されるのか、それとも新しく番号を付与するフルMVNOの事業者が、自ら設備をつくって緊急通報と番号ポータビリティを実装しなくてはいけないのかということころは、かなり価格的にも規模的にも実現できるかどうかにも大きく依存するんじゃないかと思っています。その辺りはしっかり調査、もしくはヒアリングで聞くほうがいいのかと思いました。特に緊急通報はかなり手間がかかるということは言われているかと思っておりますので、この部分について、制度はつくったけど、誰も使わないということにはならないよう確認はしたほうがいいのかと思いました。

私からは以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。では、続きまして、山下先生、お願いいたします。

【山下専門委員】 山下です。ありがとうございます。

質問があるのと、それから1つコメントがありまして、質問は、この転送業務、14ページ辺りのことですが、ここで転送業務をしているところの03の比率というんでしょうか、その転送サービス全体の中で03を使っている比率というのがどのぐらいあるのかということ、もしかして参考資料にあるかもしれないんですけども、それを知りたいと思いました。

なぜならば、ほとんどが03だとしたら、これは03という番号に価値があるというふうに考えることができるし、そうじゃなくて06とか0278とか、そういうところへの転送

もあるのであれば、それは固定電話であることの価値、あるいは会社の名義なのに携帯電話というのを避けたいという体面的なこと、そういうようなことがあるのではないかというふうに思うからです。

ついでのことながらなんですけれども、この転送電話の呼の取扱いというか、統計の取り方なんですけど、例えば03を090に回したとしたら、03の呼として1つトラフィックとしてカウントされるのか、090のほうでカウントされるのか、それとも両方なのか、これを、ちょっともし分かったら教えていただきたいと思いました。

それからもう一つは、ちょっと自分で思ったことなんですけど、4ページ辺りの指定率と使用率の乖離のことなんです。ここでMVNOがそもそも自分で番号を割当ててもらいたいというのは、もし技術革新とか自由なサービスとか、それを通じて電話サービスの全体の競争が促進されるということであれば、そのメリットというのは考えるべきだろうけれども、そのときに、もしMVNOに割り当てると、さらに指定率と使用率の乖離というのは、当然ながら広まるだろうと、増えるだろうと思うんです。そういう意味では、今10万番号をセットにしているのを、例えばMVNOだったら何万番号が適切なのか。御本人に聞くとたくさん番号欲しいとおっしゃると思うんですけれども、10万までに行かないで済むのであれば、指定率と使用率の乖離は少し少なくなるだろうとも思うので、事業者本人の申請もあるし、それから実際のことで見極めるということもあって、両方の点で気をつけていってよいのではないかというふうに思いました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。では、続きまして、森先生、お願いいたします。

【森専門委員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。森です。

2点ありまして、1つは電話転送の地理的識別性のところなんですけれども、以前、3年前にバーチャルオフィスの御紹介をさせていただいたんですが、やっぱり地理的識別性を全然無視したようなサービスは今でもあるように、何となくウェブサイトなんかを見ていると感じられて、転送契約者の拠点に全く活動の実態がないという場合であっても、発信転送も着信転送もさせてあげますよと言わんばかりのサービスをしているような実態があるんじゃないかと思います。もう少し事業契約なんかをよく見てみると違うということなのかもしれませんけども。ですので、ちょっとそこはお調べいただくというか、事務局のほうでもお調べいただいて、私もちょっといろいろ見てみますので、これを今回どうなっているかというのをちょっと見てみたいと思います。

すいません、もう一つは、これは大変申し訳ないんですけども、13ページのところで、確かにこうだったなと思ったんですけども、ちょっとこの3番目の拠点への設備設置確認というのはちょっと内容が正確に分からなくなってしまいまして、忘れてしまいまして、ちよっともう1回、具体的にこの米印のところとか御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

【相田主査】 ありがとうございます。では、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 河村でございます。

消費者からのヒアリングもしていただけるということで、そのことで質問させていただき。転送電話についてです。数年前に転送電話のルールを厳しくしたわけですが、現状について、消費者生活相談員などから情報を集めることは可能ですが、それが新しいルールの下でも行われてしまったものなのか、それとも経過措置だったり、措置が徹底されてない段階、ルールができてまだ数年という段階だからなっているのかは分からないので、その辺りを情報として事務局のほうで調べていただけたらいいなと思っています。

例えば、昨年4月の東京新聞なんですけど、都内の電話詐欺で、その7割が転送電話を利用した偽装の被害だったという記事が出ておりまして、そこには電話番号の転売業者が2つとか3つ関わっているということが書かれています。卸しや転売などだとしても、新しいルールの下では、きちんと本人確認をするんだというような御説明は聞いたような気がしますが、それが徹底されれば防げることなのか、そうではなくて依然抜け穴があるのかとか、その辺りのことはわかるものなのでしょうか。そこが分からないと、つくったルールを、ここが厳しすぎるから変えてほしいというような要望が仮に出てきた場合、きちんと意見が言えないように思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。今、河村委員の最後の件に関して言いますと、私の印象としては、この14ページの表に載っかっているような事業者さんはそれなりにちゃんとしたサービスをしていらっしゃると思うんですけども、多分、その転売業者というようなのは、こういうところに記載されていない、闇業者とかいう言葉を使ってはいけないのかもしれませんが、そういうよくないサービスを提供している方が、この表以外にもまだいるのかなというのが私の直感ではあるんですけども、その辺りを含めまして、大分たくさんの御質問、御意見をいただきましたので、事務局のほうから、本日この場で答えいただけるものについてはお答えいただけますでしょうか。

【水井番号企画室課長補佐】 事務局でございます。御議論、御質問いただきまして、大変ありがとうございました。順番に発言させていただきます。

まず、猿渡先生からコメントをいただきました、携帯電話事業者とか転送事業者で、いろんな情報を入力されるべきことを期待するという意見だったと思います。これにつきましては、2回目、3回目のヒアリングで、それぞれヒアリングの対応する事業者からちょっと説明をしていただこうと思っております。

2つ目は、一井先生からコメントをいただきました、MVNO、体力がある事業者でないといけないのかとか、IPが終わらないといけないのかとか、こういった時期とか規模感、こういった点について御発言いただきたいと思っております。これにつきましても、詳細は2回目以降のヒアリングで御説明があると思うんですけども、基本的にはMVNOの番号の指定に当たっては、やはり設備を一定程度持っていただく必要があるのではないかと考えております。まずIMSは必要だと思っておりますし、また緊急通報とか番号ポータビリティとか、そういったものを実現するために一定の設備が必要でしたら、やはりそういう設備は持つ必要があるんだと考えられるかなと思っております。そういった点から、そういった設備を新たに設置するだけの体力がある事業者に限られることになる可能性が高いとも想像しております。MVNOが誰もかれも番号指定を受けるといような世界には恐らくならないのではないかと考えてございます。

一井先生からいただいた2点なんですけども、日本ユニファイド通信事業者協会、これがどのような活動をしているのかという点につきまして、実は資料の2、21ページ目でございます。ヒアリング概要のところでございますが、6日24日のところに転送のヒアリングと書いてございますけども、いわゆる今調整中になってございますが、ここが一番上の業界団体のところで、JUSA、日本ユニファイド通信事業者協会に参加いただこうと内々に調整をしておりますので、そこで今一井先生から言っていたいただいたようなことも御説明いただけるのではないかと考えてございます。

続きまして、藤井先生からコメントいただいてございます。携帯電話のほうで、事業者ヒアリングの中で、緊急通報とか番号ポータビリティの辺りをどうするのかというところにやっぱり重要なポイントだという御指摘をいただいたと思っております。これも事務局といたしましても、まさにそのとおりだというふうに思っておりますので、緊急通報、番号ポータビリティを行う際にどういうふうにするのかと。設備を持つのか。ただ、本当にできるのかとか、MNOの助けを一部変える必要があるのか、基本的にはイコールフットイン

グ、イコールデューティーといいますが、番号の指定という同等の権利を受けるには、MN
Oと同等の義務を果たすということが基本的な考え方だとは思いますが、一部MN
Oとどういふふうに関連するのかといったところも、事業者ヒアリングで情報をインプッ
トした後御議論いただければと思っております。

続きまして、山下先生からコメント、質問をいただきました。質問が、まず14ページに
固定電話を使用した転送事業者の認定状況がございます。ここでの使った03番号の比率、
どのぐらいの人がそれを使っているのかということにお問合せをいただきました。これに
つきましては、03を使っているものは何%といったデータは持ってございませんが、基本
的にはいろんな事業者がいらっしゃいます。全国どこでも電話転送ができるというような
形でサービスを提供していらっしゃる方もあれば、一部の事業者、一部のエリア、一部の番
号区画、一部の市外局番エリアで、そこで設備を設置しているからなんですけども、サービ
スを提供していらっしゃる方も一部いらっしゃいます。そういった方をする場合、そういっ
た後者の場合は、やはり03とか06とか、そういった都市圏が多い、そういった都市圏の
番号を使っているという方も一定程度いらっしゃるというような状況でございま
す。

山下先生からいただいた御質問の2つ目でございますが、電話転送の呼の取扱いでござ
います。これにつきましては、資料の11ページがよろしいかと思っておりますけども、この03
の固定電話の呼を090に転送すると。この場合は2つの呼、2コールズになります。固定
電話番号で、1つの呼が着信して、そこから再度090の回線で音声呼を発呼し直すと。少
なくとも制度上の理解はそういうふうになってございまして、2つのトラフィック、2つの
コールズというふうになってございます。

続きまして、山下先生からいただいた指摘が4ページでございまして、指定率と使用率の
乖離のところでございます。MVNOに割り当てられている、特に携帯電話番号の話をして
いただいたと思っておりますが、MVNOに番号の指定を割当て、番号の指定を解放すると、
いわゆる使用率と指定率の乖離が拡大していくんじゃないかといったようなことがいた
だいたと思っております。これを説明させていただく前に、まず、現行どうなっているかを
説明させていただきますと、現状、この乖離がございます。91%を指定して使っているの
は71%となっておりますが、これは、番号制度改正前の状況を一部引きずっているとい
いますか、一部その影響が続いているところもありまして、こういうふうになってはいるん
ですけども、現行の制度はこうなっております。現行の電気通信番号計画、いわゆる番号

を使うための条件一覧なんですけども、そこに、基本的事項、いわゆる番号指定の大原則でございまして、番号の効率的な使用を図ることというルールが定められております。新しいルールは、この考えに基づいて徹底して運用されてございます。基本的には、これは何を言っているかといいますと、原則としては、10万番号の指定、1セット番号を指定したら、10万番号を基本的には使い切ってから、使い切り、もしくは使い切る直前になってから新しい番号を指定を受けると。いわゆる番号の死蔵ですね、指定を受けたけども使わないといったことを極力なくすというような運用でしております。ですので、昔の制度のところを引いている部分もちょっとあるかもしれないんですが、新しい制度はそういうふうにしてございます。

先生御指摘の、まさにMVNOの指定のところをどうするかというところが、まさに論点かと思えます。MVNOは一般的にMNOよりもユーザーが少ない傾向にありますので、例えば10万番号を1セットと言わずに1万番号にするべきじゃないかとか、1万番号にしたときの影響がどの程度あるのかとか、そういったところも見極めながら、ヒアリングを踏まえた情報を踏まえまして御議論いただければ大変ありがたいと思っております。

続きまして、森先生でございます。森先生からいただいたコメントでございます。1点目は、バーチャルオフィスに代表されるような、いわゆる一部のバーチャルオフィスに代表されるような地理的識別性を、ある意味保たないようなサービスをしている可能性がある事業者のいわゆる活動実態みたいな話につきましては、やっぱり大事な情報だと思っておりますので、この委員会にも議論の素材としてお示ししていきたいと思っております。ちょっとどういった点ができるかというのは頑張ろうまく調べたいと思っておりますが、何かしらできる範囲でお示ししていきたいと思っております。

続きまして、森先生からいただいた御指摘の2つ目が、ページでいうと転送のほうの13ページの拠点設置確認③の米印のところの詳細な説明であったかと思っております。③なんですけども、拠点設置確認、これは上の右側の太字部分なんですけども、固定端末系伝送路設備の一端が番号区画内の最終利用者の活動の拠点に設置されていることと。固定電話が拠点内に設置されていることということでございます。まさに最初の検討のところでも目的でも書きましたが、いわゆる今回はフォローアップをして、平成30年のフォローアップをした上で、必要に応じて制度の明確化見直しをやることが大事だと思っております。それまで全くほとんど実際のルールがなかったところに、3年前の議論を踏まえまして新たなルールを設定しているところ、いろんなことが分かってまいりました。そのうちの利用実態の

1つがまさにこの米印でございまして、データセンター、いわゆる電気通信事業者のデータセンター等に電気通信回線、固定端末系伝送路設備の一端を引き込んで、そこにUNI、ユーザーネットワークインターフェースが存在しまして、それは何かというと先ほどの分界点なんですけども、イメージ的に言いますと、そこにいわゆる利用者が電話機を持ち込んでモジュラージャックそれを挿すと、転送によらない電話の発着信ができ、さらにデータセンターの場所が、その利用者も十分に把握をしているといった形態がございまして、そういった場合は、それも固定への設置確認も行われているというふうに判断いたしまして制度の運用をしているところでございます。まさにこの辺りはっきりと法令には書いていないところもございまして、今回の議論の中で、何がよくて何がよくないかみたいのところ、まさに明確化の過程で事業者の方が迷いなくサービスを提供する、または提供する準備ができるような環境を整えていくことが出来たらというふうに考えてございます。

最後、河村先生でございます。転送電話の関係でコメントいただきまして、ルールを見直すに当たり現状を聞く。その辺り、新しいルールを踏まえてできてないのか、それともルールに欠陥があるのか、それともルールが徹底して実行されていないところに問題があるのかということというのは、まさにそのとおりでございます。その辺りは、まさにこのヒアリングとか、またその他事務局から必要な情報を出させていただくときに、こういった辺りも意識しながら御議論の材料になるような情報を提供していけたらというふうに考えてございます。

恐らく、いただいたコメント、質問等は以上だと思いますが、もし何か不足ございましたら適宜説明させていただきます。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。先ほどの森委員からの質問のあった米印に関しては、15ページのスライドの④パターン4で、NTT局舎からデータセンターへの回線がきちんと引かれていれば、ウスネズになっている利用者の居所等への線がきちんと引かれているかどうかは、現在の運用として必ずしも確認していないという、そういう理解だと思っております。

【水井番号企画室課長補佐】 はい、そのとおりでございます。15ページのパターン4のことを指しております。

【相田主査】 ありがとうございます。ただいまの当事務局からの説明等を踏まえまして、改めてまた質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがで

ございましょうか。それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。ポイントなんですけれども、改めてこの転送電話は非常に問題がいまだにとっても多いと思っているんですが、転送電話の議論をするときに、マスコミの記事なんかも読んでつくづく思ったんですが、転送電話の課題なんですけれども、そもそもまずは、固定電話番号はどういう場合売っていいのか、どういう条件の人に売っていいのかという、固定電話を売るときのことをきちんとしておけば、その人が転送電話サービスを使うことで信頼性の問題は起こらず、ただ転送に特有の問題として、緊急通報のことや品質の問題が出てくるという整理ができるような気がします。転送電話の問題というより固定電話の最終消費者への売り方のところのルールを徹底するというのを改めて見直すのもいいのではないかと感じました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。ほか、いかがでございましょうか。

今の河村委員からの御発言につきまして、事務局から何か追加でコメントいただけることがございますでしょうか。

【水井番号企画室課長補佐】 事務局でございます。まさに河村先生からいただいたポイント、大変大事なポイントだと思ってございます。まさに平成30年の議論でも、やはり固定電話番号のブランドという発言があったかと記憶してございまして、固定電話というのはすごく品質とか、持っている人のイメージとか、そういった点でブランドがあるということもあったかと思っておりますので、そういった議論とか、今、河村先生がおっしゃったような番号を使用できるための条件を改めて検討するといいますか、明確化していくということは大事だと思っておりますので、事務局といたしましても、そういった議論をすることに必要な情報も示していくように努力したいと思っております。

【相田主査】 ありがとうございます。

ただいままでの御発言の中で、今後の進め方、先ほどの資料でいきますと20ページのスケジュール等々につきましては特に御意見がございませんでしたけれども、20ページのようなスケジュールで、当面21ページのような形でヒアリングを次回、次々回行うという件につきましてはよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【相田主査】 それでは、当面そのような形でもって進めさせていただければというふうに思います。

それでは、以上で本日事務局で御用意いただいたメインの議題は終了したかと思えますけれども、全体を通じまして、追加で御発言の御希望ございますでしょうか。

【鈴木番号企画室長】 すいません、事務局の鈴木でございます。よろしいでしょうか。

【相田主査】 はい。

【鈴木番号企画室長】 番号企画室長の鈴木でございます。いつもお世話になっております。

本日、委員の皆様から、これから検討していくのに大変貴重な視点、論点を御指摘いただいたと思っております。これから事業者ヒアリングになりますけれども、御指摘いただいた点、我々もしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【相田主査】 それでは、次回会合の日程等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【水井番号企画室課長補佐】 次回の27回の委員会につきましては、6月9日水曜日、14時からウェブ会議により開催する予定でございます。いわゆる携帯電話関係のヒアリングでございます。また、次々回、第28回の委員会につきましては、6月24日木曜日、同じく14時からウェブ会議にて開催する予定でございます。こちらは、電話転送に関するヒアリングでございます。

以上でございます。

【相田主査】 それでは、ほかに特に御発言の希望ないようでしたら、本日の電気通信番号政策委員会、閉会したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。これで閉会させていただきます。